

4 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、「(2)経営環境変化対応貸付【認定企業】ア-B (SN2号)」、「(3)経営環境変化対応貸付【認定企業】ア-B (SN5号)」及び「(5)経営環境変化対応貸付【認定企業】ア-A (伴走支援型)」については、取扱金融機関への「直接申込み」も可能です。(下表の★印)。

【必要な添付書類 (金融機関及び保証協会で、融資(保証)審査上、別途書類が必要な場合あり)】

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
融資あっせん申込書 (あっせん申込)	○	★	★	○	★
融資申込書 (直接申込)	—	—	—	—	—
決算書 2期分 ※ 2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表	○	○	○	○	○
各貸付区分で定める事業計画書、調書	○	—	—	○	—
「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書	—	○	○	—	○(※1)
売上減少要件確認書(融資対象②の場合)、売上高総利益減少要件確認書(融資対象③及び④の場合)、売上高営業利益率減少要件確認書(融資対象⑤及び⑥の場合)	—	—	—	—	○
「伴走支援型特別保証制度」で定められた経営行動計画	—	—	—	—	○

- ・ 法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要。
- ・ 設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要。
- ・ 「(5)経営環境変化対応貸付【認定企業】ア-A (伴走支援型)」について、経営者保証の免除を希望する場合は「経営者保証免除対応確認書」が必要。

(※1) 融資対象①の場合に必要。

5 融資制度に関するお問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課 (Tel 011-204-5346) へお問い合わせください。

※各(総合)振興局商工労働観光課及び小樽商工労働事務所でも対応しています。

北海道のホームページからも確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>

北海道 制度融資

検索

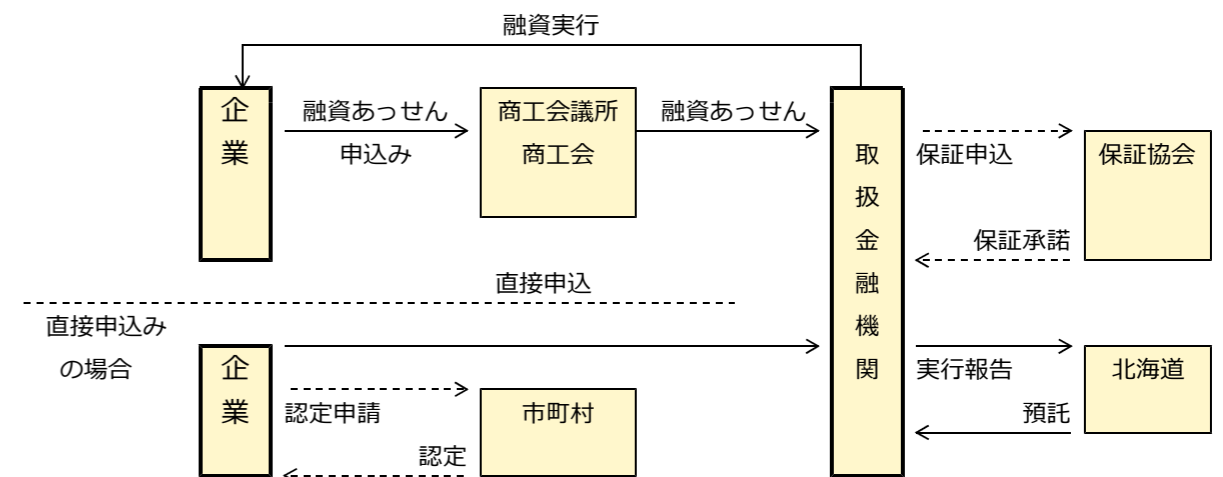


ALPS処理水の海洋放出により影響を受けた中小企業向けの融資制度などのご案内

道では、ALPS 処理水の海洋放出により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営安定を図ため、「ALPS 処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

1 融資までの流れ (※詳しくは、「4 お申込み方法」をご参照ください)

道庁が融資審査を行い直貸する方式ではなく、取扱金融機関が融資審査を行い、融資を実行します (なお、保証を付す場合は信用保証協会による保証審査が別途あります)。



2 ALPS処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室について

影響を受ける中小企業者等の皆様からの経営・金融の相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。 ※相談受付時間は、平日の8:45~17:30となります。

道庁 (経済部地域経済局中小企業課)

Tel 011-204-5346 (金融に関する相談)

Tel 011-204-5331 (経営に関する相談)

各(総合)振興局商工労働観光課

(総合) 振興局名	電話番号	(総合) 振興局名	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2528
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林-檜総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641		

3 融資制度の内容（融資制度名：中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金）

※下記の（1）、（3）及び（5）の各貸付区分における融資対象は、影響を受けている中小企業者等に合致すると想定される融資対象のみを抜粋して記載しています。

貸付区分	融資対象	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率	担保及び償還方法	信用保証
(1)経営環境変化対応貸付 売上・利益が減少している方	次のいずれかに該当するもの ①最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している ②最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している ③前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している ④最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している	事業資金	5,000万円以内	10年以内 〔うち据置 2年以内〕	固定金利 3年以内 1.1%、5年以内 1.3% 7年以内 1.5%、10年以内 1.7% 変動金利 1.0% (融資期間3年超に限る)	取扱金融機関の定めるところによります	任意 〔保証料率 0.45~1.90%〕
(2)経営環境変化対応貸付 【認定企業】ア-B(SN2号) セーフティネット保証2号の認定を受けた方	セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定）の認定を受けたもの ※セーフティネット保証2号の認定は本社所在地を管轄する市町村長が行います。認定基準は以下のとおり。 〔 次の①~②のいずれかに該当し、令和5年8月24日以降1カ月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの。〕 ①諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者（取引依存度20%以上） ②諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者（取引依存度20%以上）		2億円以内	10年以内 〔うち据置 3年以内〕	固定金利 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 変動金利 1.0% (融資期間3年超に限る)		必須 〔保証料率 普通保険適用：0.70% 無日保保険適用：0.68%〕
(3)経営環境変化対応貸付 【認定企業】ア-B(SN5号) セーフティネット保証5号の指定業種に属しており、売上が減少している方	セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定）の認定を受けたもの ※セーフティネット保証5号の認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれかに該当することが必要。 〔 ①指定業種(※)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること ②指定業種(※)に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格転嫁が著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期比で上回っていること。〕 ※指定業種については、中小企業庁のホームページをご覧ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm 						必須 〔保証料率 普通保険適用：0.60% 無日保保険適用：0.58%〕
(4)経営環境変化対応貸付 【認定企業】イ(道特認) 売上が減少している方	ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みのもの						必須 〔保証料率 0.45~1.90%〕
(5)経営環境変化対応貸付 【認定企業】ア-A(伴走支援型) 売上・利益が減少している方	次の①から⑥のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定したもの ①セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定）の認定を受けた ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ③最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑤最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⑥直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少		1億円以内 〔上記2億円の内数〕	10年以内 〔うち据置 5年以内〕			必須 〔保証料率 0.2% (融資対象①の場合) 0.2~1.15% (融資対象②~⑥の場合) ※記載の保証料率は国の保証料補助後の事業者負担〕